

北海道本人確認情報保護審議会の概要

1 設置目的

住民基本台帳法（以下「法」という。）第 30 条の 40 第 1 項の規定により、市町村長から知事に通知される本人確認情報の保護に関する審議会を設置

※本人確認情報（法第 30 条の 6 第 1 項） ～ 住民票の記載事項 7 項目

- ①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤個人番号、
- ⑥住民票コード、⑦付随情報(住所の変更年月日等)

2 審議会委員

- (1) 委員数 7 名以内
- (2) 任期 任命の日から 2 年（令和 5 年 12 月 15 日～令和 7 年 12 月 14 日）
- (3) 開催 年 1 回程度

3 調査審議事項

- (1) 住基法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。
～ 住民票コードの利用制限に違反した者に対し、知事が中止命令を発する場合に、意見を述べること（法第 30 条の 38 第 5 項）

※住民票コードの利用制限

- ① 市町村長、都道府県知事、機構又は総務省以外の者が第三者に対し、売買、貸借、雇用その他の契約にあたり、住民票コードを求めてはならない。
- ② 市町村長、都道府県知事、機構又は総務省以外の者が、業として、住民票コードの記録されたデータベース（情報を他に提供されることが予定されているもの）を構成してはならない。

- (2) 知事の諮問に応じ、本人確認情報の保護に関する事項を調査審議する。

※過去の審議事項

- 第 8 回 本人確認情報の独自利用に向けた北海道の取り組み方針について
- 第 9 回 道条例による本人確認情報の利用について
- 第 10 回 道条例による本人確認情報の利用・提供について
- 第 11 回 道条例による本人確認情報の利用・提供について
- 第 14 回 住民基本台帳法施行条例利用に係る事務の追加について
- 第 16 回 住民基本台帳法施行条例の改正について
- 第 21 回 住民基本台帳法施行条例及び同施行規則の改正について
- 第 22 回 住民基本台帳法施行条例及び同施行規則の改正について

審議会は、(1) 及び (2) の事項に関して知事に建議することができる。

北海道本人確認情報保護審議会設置等に関する関係条項

●住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）（抜粋）

（住民票の記載事項）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四～六 略

七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八 略

八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

九～十二 略

十三 住民票コード（番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）

（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）

第三十条の六 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

（住民票コードの利用制限等）

第三十条の三十八 市町村長、都道府県知事、機構又は総務省（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

- 3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。
- 4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(都道府県の審議会の設置)

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

- 2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。
- 3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

●住民基本台帳法施行令（昭和42年9月11日政令第292号）（抜粋）

（都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項）

第三十条の五 法第三十条の六第一項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 住民票の記載を行つた場合 住民票の記載を行つた旨並びに転入その他の総務省令で定める記載の事由及びその事由が生じた年月日
- 二 住民票の消除を行つた場合 住民票の消除を行つた旨並びに転出その他の総務省令で定める消除の事由及びその事由が生じた年月日（転出届に基づき住民票の消除を行つた場合にあつては、転出の予定年月日）
- 三 法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部についての記載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を行つた旨並びに転居その他の総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日
- 四 法第七条第八号の二に掲げる事項についての記載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を行つた旨、個人番号の変更請求その他の総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日並びに当該住民票の記載の修正前に記載されていた個人番号（当該住民票に個人番号が記載されていなかった場合を除く。）
- 五 法第七条第十三号に掲げる事項についての記載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を行つた旨、総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日並びに当該住民票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該住民票に住民票コードが記載されていなかった場合を除く。）

●住民基本台帳法施行条例（平成 14 年 3 月 29 日条例第 2 号）（抜粋）

（北海道本人確認情報保護審議会）

第 7 条 法第 30 条の 40 第 1 項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会（以下「審議会」という。）の名称は、北海道本人確認情報保護審議会とする。

第 8 条 審議会は、委員 7 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

第 9 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 10 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 11 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第 12 条 第 7 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

北海道本人確認情報保護審議会運営要領

第1 趣旨

この要領は、住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）第12条の規定に基づき、北海道本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 会議等の公開

- 1 審議会の会議は、公開とする。ただし、本人確認情報の保護等のため審議会が不相当と認めるときは、非公開とすることができる。
- 2 審議会の資料は、公開とする。ただし、審議の途中にあるもの及びその他公開することが不相当であると審議会が認めるときは、非公開とすることができる。

第3 関係行政機関の職員等の出席等

- 1 審議会は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他相当と認める者（以下「関係行政機関の職員等」という。）の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 2 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員等に対し関係文書、参考資料等の提供を求めることができる。

第4 議事録等の作成

- 1 審議会は、次の文書を作成する。
 - (1) 答申・意見等の内容を記録した文書
 - (2) 議事録
- 2 議事録には次の事項を記載する。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題
 - (4) 発言者及び発言内容
 - (5) その他必要な事項

第5 補則

この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月17日から施行する。